

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団岬水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和2年8月17日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
岬 第2号	株式会社岬水道商会 坂原 保則	泉南郡岬町深日2478番地の1	令和2年8月17日	令和7年9月29日
岬 第16号	奥田商工株式会社 奥田 康雅	貝塚市澤1282番地	令和2年8月17日	令和7年9月29日
岬 第19号	中筋建設株式会社 中筋 康文	和歌山市鳴神1035番地	令和2年8月17日	令和7年9月29日